



## 改正廃棄物処理法

廃棄物処理法が4月より改正になりました。以前にもお伝えしたと思いますが、今月より施行になったので改めてお伝えしたいと思います。今回の改正は2点です。

- ① 廃棄物管理票報告の義務化
- ② 木くずの取り扱い区分変更

それでは、それぞれについて見て行ってみましょう。

- ① 廃棄物管理票に関する報告書について  
(廃棄物処理法第12条の3第6項)  
これは、マニフェストを発行した者(中間処理業者を含む)は、毎年4月1日から翌年3月31日の間に交付したマニフェストについて都道府県知事に報告するというものです。今年については、平成19年4月1日から平成20年3月31日に発行した分が対象になります。提出期限は、6月30日です。提出先は、環境管理事務所になります。様式については、最寄の環境管理事務所にお問い合わせ下さい。
- ② 木くずの取り扱い区分の変更について  
(令第2条第2号関係)  
産業廃棄物の区分の中には、発生場所が限定されている品目が幾つかあります。木くずについても限定されており、建設業や木工所などから排出された物だけが、産業廃棄物として扱われ、それ以外は、一般廃棄物として扱われていました。その中でも運送において用いられる木製パレット等に係る木くずについては、さまざまな業種から恒常的にかつ多量に発生している事から産業廃棄物への区分変更が行われました。その他にもリース業者から廃棄される木製家具についても産業廃棄物として取り扱う事となりました。但し、それ以外の木くずは、従来通り、一般廃棄物の扱いとなりますので、ご注意下さい。

## 鉄スクラップ高騰

4月9日に、関東鉄源協同組合が実施した鉄スクラップ(H2)の入札で、過去最高値を更新しました。世界的に粗鋼生産は伸びており、その原料の一つである鉄スクラップの需要も強いのです。スクラップに限らず粗鋼に必要な、鉄鉱石、石炭、副資材としての合金鉄も高騰を続けています。中東や、東アジアの需要は、旺盛であり、米屑の価格上昇もあり、日本への引き合いが増加しています。現在、東京湾からは、毎週数万トンの単位で輸出されていっています。また、高炉もスクラップの使用量を増やしています。CO<sub>2</sub>削減の為に、鉄スクラップの配合を増やしているのです。こういった需要の増加に対して、改正建築基準法の影響により、解体物件は減少しており、スクラップの発生が悪い為、メーカー間での競争も激しくなっております。中国を始めとする、新興国の需要は当面強いだろうと予測されており、BRICsに続いて、VISTAといった次の新興国郡も控えており、一見世界的な需要は強い様に見えますが、アメリカ発のサブプライム問題が世界経済に暗い影を落としており、既に100兆円程度の損失が発生している様です。日本においても、重すぎる行政システム、内向きな政治によって景気が減速しております。需要減退期における資源高騰、停滞する規制緩和、機能しない政治と価格が上がっても、将来を悲観せざるを得ません。また、高くなりすぎた商品は、必ず需要の減退と代替が進むものなのです。

## 北極圏

地球の温暖化が叫ばれて久しいですが、既に温暖化は進行しており、ここ100年で海面上昇は、15cm。2100年頃には、最大で88cmの海面上昇との予測がなされています。当然、陸地の減少という結果になり、ツバルの様に水没の危機に瀕している国もあるのです。一方で、北極圏の氷も溶け出しており、2040年9月には、北極圏の氷が無くなるとのレポートも出されています。これにより、北極圏は新たな火種を抱える事となりました。北極圏は、従来氷に閉ざされていた地域が多く、国境が判別しない地域も多いのです。また、国際慣例により北極圏は公海となっています。つまり、従来は経済的にそれ程国際的な関心を集める地域では無かったのです。しかし、氷の融け始めた今、その北極圏に埋蔵されている原油は、全世界の埋蔵量の20%ともいわれており、これをめぐり近隣諸国が争奪戦を始めているのです。世界的に人口が増加する中において、資源の争奪戦は、過酷を極めており、ロシアの政策を見るまでも無く、国家の存亡を掛けた戦いとなっています。